

川崎市告示第509号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の一部の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、次の形質変更時要届出区域の一部の指定の解除をしますので、同条第 3 項の規定に基づき告示します。

令和 8 年 9 月 7 日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

令和 8 年川崎市告示第 377 号により指定した区域の一部（川崎市川崎区浮島町 82 番の一部）（別図のとおり）

2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

追完調査による基準適合の確認